

平成20年12月11日

平成20年12月11日

標 茶 町 議 会
議案第72号・第73号・第74号
第75号・第76号・第77号・第78号
審 査 特 別 委 員 会 記 録

於 標茶町役場 議場

議案第72号・第73号・第74号・第75号・第76号・第77号・第78号
審査特別委員会記録目次

第1号（12月11日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第72号 平成20年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第73号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	7
議案第74号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	7
議案第75号 平成20年度標茶町土地地区画整理事業特別会計補正予算	8
議案第76号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	9
議案第77号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	9
議案第78号 平成20年度標茶町病院事業会計補正予算	10
総括質疑	
黒 沼 俊 幸 君	10
越 善 徹 君	12
小 林 浩 君	13
深 見 迪 君	15
平 川 昌 昭 君	23
舘 田 賢 治 君	28
閉会の宣告	34

議案第72号・第73号・第74号・第75号・第76号
第77号・第78号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成20年12月11日（木曜日） 午後 1時46分 開会

付議事件

- 議案第72号 平成20年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第73号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第74号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第75号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算
- 議案第76号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第77号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第78号 平成20年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席委員（15名）

委員長 田中敏文君	副委員長 川村多美男君
委員 田中進君	委員 黒沼俊幸君
〃 越善徹君	〃 伊藤淳一君
〃 菊地誠道君	〃 後藤勲君
〃 林博君	〃 小野寺典男君
〃 末柄薫君	〃 舘田賢治君
〃 深見迪君	〃 小林浩君
〃 平川昌昭君	

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君

企画財政課長	森 山 豊 君
税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
商工観光課長	佐 藤 啓 一 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	川 嶋 和 久 君
社会教育課長	中 居 茂 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	中 島 吾 朗 君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから議案第72号・第73号・第74号・第75号・第76号・第77号・第78号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時46分)

◎委員長の互選

○議長(鈴木裕美君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時47分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く。)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員15名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私からの指名推選でお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 委員長には、田中敏文委員を推薦いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から、委員長に田中敏文委員の指名がありました。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には田中敏文委員が当選いたしました。
休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時49分

(委員長 田中敏文君委員長席に着く。)

◎副委員長の互選

- 委員長(田中敏文君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。
続いて、副委員長の互選を行います。
互選の方法について発言を求めます。
平川委員。
○委員(平川昌昭君) 副委員長の互選につきましては、私からの指名推選することでお
取り計らい願います。
○委員長(田中敏文君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(田中敏文君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。
平川委員。
○委員(平川昌昭君) 副委員長には、川村多美男委員を推薦いたしたいと思しますので、
お取り計らい願います。
○委員長(田中敏文君) ただいま平川委員から、副委員長に川村委員の指名がありまし
た。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(田中敏文君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には川村委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

◎議案第72号ないし議案第78号

○委員長（田中敏文君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

委員会に付託を受けました議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号を一括議題といたします。

議題7案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題7案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第72号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第72号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君） 2款の2項1目にこのたびの地方税の電子化協議会の運営負担金計上されております。最近国、道とも電子申請、電子納付、税金の扱い等々は既に国、道等で進んでおりますし、本町にとりましてはまずは運営負担金について運営協議会等々に加入されてからということだと思いますが、その運営協議会というのはどの範囲でどのような規模で、この負担金の内容についてまずお聞きしたいと思えます。

○委員長（田中敏文君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） お答えいたします。

地方税電子化協議会につきましては、平成15年8月に47都道府県と政令指定都市を初めとする市区町村により設立されました任意団体であります。具体的には、地方税電子申告システムの開発ですとか運用を行う団体となっております。それで、平成21年度よりご案内のとおり地方税の国民年金等からの特別徴収が開始されることとなりますが、その際に社会保険庁と市区町村との間の経由機関としての位置づけがなされまして、税情報等の交換等の業務に当たることとなっております。

○委員長（田中敏文君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 既にそういう仕組みというか、システムが導入されて、いよいよ本町もそういうシステムに入るといことで広報に一部説明も載っておりました。例えばそれは法人関係、個人関係についてどういう周知で、どういう方法で説明するかという機会も必要ではないかと思うのです。例えば初めてのケース、例えば紙で今まで五つぐらいやっていたものを事務方ではそういった方法も取り入れていく、事務量の増大にもなるかなと懸念していたのですが、そういった点について浸透させていかなきゃならない。いずれは移行していく中では天引きというのですか、その仕組みというものをもっともっと理解してもらうために今後の課題もあろうかと思うのです。そういった面については、どうとらえているのかなということ。

○委員長（田中敏文君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 6月の定例議会で町税条例の改正をいただきまして、本格的には平成21年の10月から開始となりますので、広報等を通じ、また町のホームページ等を通じながら周知徹底を図ってまいりたいと思っています。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、3款民生費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、7款商工費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、8款土木費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 21ページの除雪対策費のことなのですが、今回委託料で9,800万円上がっておりまして、ほぼ大体毎年1億5,000万円、6,000万円ぐらいなのですが、いずれにしても大体そういう中で今回多分それぐらいの幅でおさまれば、例年から見ると今回の補正でも800万円ぐらい多いなというふうに思ったのですが、何か今までの契約内容と違う部分があるかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

除雪委託料につきましては、現課といたしましては例年並みの予算要望に加えて、4月に新年度に入りまして雪が降りました。猛吹雪がありまして、その分で当該年度の予算執行している約870万円につきまして追加して要求させていただきまして、それにこたえていただいたものだと思っています。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、14款職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、第1条、歳入歳出の予算の補正、歳入、9款地方特例交付金から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第72号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第73号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1款総務費から10款諸支出金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、歳入歳出予算、歳入、5款道支出金及び8款繰入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第73号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第74号、下水道事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、1款総務費及び2款公共下水道事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 2款の公共下水道事業費、これの中の13節の委託料でございますけれども、調査設計委託料1,063万2,000円の減額となっておりますが、この内容、主な原因は何でしょうか。

○委員長（田中敏文君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 提案の趣旨の中でも申し上げましたけども、入札差金によるものでございまして、委託料にかかわる業務といたしまして5件ほど発注しております。その5件の落札率が非常に平均で43%と低い値になりました。それで、その入札差金を減額補正ということとさせていただきます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、歳入、3款国庫支出金から7款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第74号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第75号、土地区画整理事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1款事業費の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、歳入歳出予算、歳入、1款換地清算徴収金から3款繰入金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 歳入で先ほど説明を受けましたが、特に保留地の処分金につきましてはかなりのマイナスでなかったかなと、結果的に。当初見込んだ2,364万7,000円に対して、減額が89%の見込み違いが出たかなと思います。清算徴収金につきましては、その発生原因は聞きましたが、例えば計画的に見た場合にこの処分金の減になった主たる要因というのはどの辺に当たるでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 当初つけ、一般合わせまして15筆計上させていただきました。その中でつけ5筆、一般10筆で、1筆一般保留地が販売できましたが、つけ保留地それぞれ一般保留地問い合わせが今あります1筆ずつを残しまして、決算に近づけるために残りにつきましては4筆、8筆、つけ4筆、一般保留地8筆を今回補正させて減額させていただきました。主な原因につきましては、やはり問い合わせの中でもいろいろとお話ししているとところなんですけども、まだまだ町内の中いわゆる個人の土地含めました保留地以外にも一般町有地含めた、個人のところ含めたそれぞれ土地がございまして、保留地等の

販売に至らなかったと。問い合わせはありましたが、なかなかほかの土地に行かれた方、それから保留地まで至らなかったということが原因かなと思っております。

○委員長（田中敏文君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういったこと、事情はわかりましたけども、大きな事業費としての財源措置でありますから、今後の対策としてはどういうふうな考えでいるかなということは何っておきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 今までも実施してきておりますホームページ等で流すものは、これからもずっと続けていきたいと思っていますし、毎月出されます広報も飛び飛びではなくて毎回できれば出したいなと思っております。また、現地におきましての空き地としての何らかのお知らせするようなものもちょっと考えている、検討しているところでございます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第75号、土地区画整理事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第76号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定歳入歳出予算、歳出、2款保険給付費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、保険事業勘定歳入歳出予算、歳入、2款国庫支出金から6款繰入金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 以上で議案第76号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第77号、後期高齢者医療特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、2款後期高齢者医療広域連合給付金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、歳入歳出予算、歳入、2款繰入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第77号、後期高齢者医療特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第78号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第5条、棚卸資産購入限度額まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) 以上で議案第78号、病院事業会計補正予算を終わります。

以上で議案7案の逐条審議は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時16分

○委員長(田中敏文君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

議案7案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員(黒沼俊幸君) (発言席) 質疑を2点ほど行いたいと思います。

まず、1点目ですが、磯分内の下水道についてお聞きしたいと思います。21年度から事業が開始される予定だと思いますが、今年度の磯分内地域の現在の調査の進捗状況と、それとこの事業の道の認可がいつの時点でおりたのか、まだおりていないのか、この点についてお尋ねをいたします。

○委員長(田中敏文君) 水道課長、妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君) お答えいたします。

現在事業認可を受けるに当たりましての認可書の作成を行っておりまして、下打ち合わせということで道と9月に打ち合わせを行いまして、計画人口、それから汚水量等、そういう基本的な数字についての同意を得ております。申請は、一応3月に行いまして、認可は道から聞いているのは4月1日以降ということで聞いております。

○委員長(田中敏文君) 黒沼君。

○委員(黒沼俊幸君) もう少し磯分内の調査をした状況を伺いたいと思います。磯分内ご承知のように掘り抜き井戸100%でございますから、その点では水道圧とか砂の問題とか、いろいろあったのではないかなと、こう思いますので、その内容をひとつ教えていただきたいと思います。

○委員長(田中敏文君) 水道課長、妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君) 認可を受けるに当たりましての事業計画をつくるということで、19年度に地下水の調査をさせていただいております。その中で全戸掘り抜きを使っているわけでございますけども、一番問題となるのが自噴している井戸を使っている家庭でございます。調査は1分間に何リットル出るかということでやっておりまして、それを2

4時間換算いたしますと、大体800トンぐらいになるという結果が得られております。それで、処理場の容量につきましては、当然その掘り抜き水というものは見れないわけでございまして、1つ町として今年度行いましたのは、使わないときには流さないようにしてもらおうという習慣をつけていただきたいということで、5件ほど水道メーターをつけさせていただきました。これから寒い時期に向かうわけでございますけども、冬期間使わないときにはとめていただけるという習慣がどの程度できるのか、そのメーターをつけるに当たりましては2つの方法を取りまして、1つは家庭まで来ている掘り抜きの給水管を凍結深度以下までに下げてメーターをつけるというやり方、もう一つは台所にバイパス管をつけまして使わないときにはそのメーターをくぐらないような水の流れ方ということで調査をさせていただいております。あと、道のほうとの協議に当たりましては、その掘り抜き、当然100%使わない水が処理場に入ってくるということは抑えられないということで、処理場施設の中で前段で調整槽的なものも補助でできないかということで現在協議しております。

○委員長（田中敏文君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今お聞きした限りでは、慎重にいろいろ町民の方とこの磯分内特有の掘り抜き井戸の件についてご苦労されているというふうに感じました。今後とも、私は今予定どおりに進んでいるなという受けとめ方いたしましたので、ひとつ予定どおりいってくださるようにお骨折りを願いたいと思います。

次、2点目でございます。9月の定例会で私は質問をいたしまして、磯分内の4戸建て、これは北公住という公営住宅であります。高齢者向けの体の弱い人に優しい住宅の建設をちょっと主張したつもりでございますが、お答えの中では建設年次のこともあって町全体見渡してそういう体の弱い人向けの住宅の建設は今のところは考えていないというようなことでもありましたし、今後実態を把握してバリアフリーに対する町の助成制度等を考えて対処できないかを含めて検討すると、こんなような答えであったかと存じます。それから3カ月以上たっていますので、どのように検討して取り上げているのか、お答えをお願いしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） お答え申し上げます。

9月の定例会で今委員ご質問のいわゆるバリアフリーも含めたご質問だったというふうに思いますけども、今お尋ねのとおり、いろいろと今後助成事業も含めて検討してまいるというお話をしました。それで、基本的には私どものほうとしては例年ですけども、1つには入居者のいわゆる修繕、改善も含めた要望事項を必ず取りまとめることになっております。それらのまずチェックの作業をさせていただいたと。その中ではその手の要望等がございませんでしたので、改めてこれまた個別にどういう形の中で個人のプライバシーに触れないようにどうやってご本人の意向を確認していくのかということで今ちょっと検討している最中。それから、もう一つには、いわゆるふれあいのほうでケースとして持ってい

る部分があるかないか今問い合わせ中でございますので、まだもう少しのお時間をいただければというふうに考えているところでございます。

○委員長（田中敏文君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 来年から麻生団地のほうでも年齢が高くなった入居者に優しい住宅等の建設もいろいろ思考しておるようでございますので、磯分内は割とそれよりも、麻生団地よりも建設が新しいわけですけれども、町民の、住民の方の体の具合とかいろいろ、高齢化されている方といろいろ対話すると、ぜひ磯分内にもそういったバリアフリー型、例えば玄関、トイレ、それから流し等、今いろんな住宅方法がありますから、一概に順番待ちということではなく、今課長からも返答ありましたけど、よく実態を把握するというところでございますので、今これから厳寒期に入ってやれやれというふうには私は申しませんから、春暖かくなるまでいろいろ検討してもらえればなど、こう思います。

以上で質問を終わります。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） （発言席） きょうの一般質問で伊藤議員が今後の公民館の運営あるいは組織体制について質問をしたところでございますけれども、私は今回公民館の現状について一つ二つお聞きをしたいと思っております。

本町には分館というのは2カ所ありますけれども、それを除いて6カ所の公民館が設置されております。例えばの話ですけれども、標茶の地域に詳しくない人、そういう人がそういう各地にある公民館に行きたいという場合については、その公民館の場所というか、建物というのはどのような案内をすることになりますか。一例としては、例えば塘路であれば、塘路公民館については塘路住民センターの中にありますよという言い方でいいですけれども、そういう形で各館についてどのように説明するか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 今、委員言われたとおり、塘路の場合でしたら住民センター、それから中央公民館であれば開発センター、その施設の名称で一応ご案内するとか、説明するということになろうかと思えます。

○委員長（田中敏文君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 今お答えがあったように、大抵の公民館というのはほかの建物に入っているわけです。この中で公民館という名前があるのは、阿歴内の公民館ということになりまして、あそこについては道路、歩道の近くにたしか立て看板もあって非常にわかりやすいということなのですが、ほかの例えば茶安別、これは農業環境改善センター、この中に入っていますよね。これは、公民館という名称は何もないですね。ないですね。それと、ここは立て看板はあるのですが、立て看板は敷地内であって道路から見づらいところにあるというようなことで、それから磯分内、これは酪農センターに入っています。

これも名称というのは、公民館の名称というのは何もないですし、あそこの分館については入り口の上のガラスの部分に公民館分館というのがあって、なおかつ立て看板、ちょっと見づらいとこなのですけど、歩道近くにある。虹別、これも酪農センターですよ。これもやはりそういう公民館という看板はありませんし、立て看板もない状況である。ましてやこの大都市である中央公民館、ここも開発センターという名前はあるのですけども、その中央公民館という看板もないし、立て看板もない、これは一体どういうことなのでしょう。

○委員長（田中敏文君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） ご指摘のとおりではございますけれども、実はこれらの施設というのはほとんど標茶の場合農林関係の事業で施設を建てていると。そういうようなことから、一応公民館条例ではその名称と位置をきちんとうたってはいるのですけれども、実際には補助事業の適化法とかそういった部分で規制されてどうしても開発センターだとか酪農センターだとかという名称を表示しなければならないというようなことがございまして、そういった形になっているということでご理解を賜りたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 建物にそういう看板をつけるのはだめだよというのであれば、もっと別な方法もあるわけでしょう。入り口にそういう看板を別なものを置けばいいわけですから、別に問題ないと思うのですけども。そういう公民館というのは、その周りの人たちがわかっていればいいのか、それともその関係者だけがわかればいいという問題ではないですよ。ほかの地域から来てもすぐわかる場所にあるのが本来の姿だと思うのですけれども、そんなことで今後それに対してどのような対策をとるのか。

○委員長（田中敏文君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 委員ご指摘の部分十分わかりますので、看板を設置する部分について予算を伴うことですが、お約束、私の立場でお約束するという事ではないのですけれども、看板を立てるということでの検討をさせていただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 越善君。

○委員（越善 徹君） それは、いつごろの時期ということまでは言明できませんか。

○委員長（田中敏文君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 一応21年度の当初予算についてはもう既に締め切られておりますので、できれば補正等の中で予算要求をしてまいりたいと思います。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君） （発言席） 質問1点だけなのですが、さっき給食センターの補正がちょっと出ていたので、ちょっとお聞きしたいことがあったのですけども、相当前というか、僕が議員になったときの初めての一般質問のときに、実は協働のまちづくりの観点の中から、地産地消の意味も含めて標茶ブランドの確立ということで地元の乳製品

という話の中から、学校給食の中に標茶産牛乳を提供していくことをまず体制づくりをしたいという話があったのですが、その後その体制づくりというのがどこまで進んでいるのか、ちょっと聞かしていただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

標茶ブランドの一環で学乳を導入していくということで、町内関係機関で集まりましてさまざま検討したところであります。その中で地元でできるか、それからもう一つは学校、標茶高校のプラントを使いながら導入できるか、これについては道教委等も含めまして可能性を探ってきたところであります。それと、もう一つは、民間の企業のプラントを使いながらできないだろうかということで、るるこれまで検討を重ねてきたところがございます。ただ、現状につきましては、学校、標茶高校の牛乳プラントを使いながら行うということは、月1回とか、学校の学習の中での展開というふうになりますので、月1回の展開は可能だろうというところまでは到達しています。もう一つは、民間の企業のプラントを使いながら進めていくということでかなり農林課サイドも含めまして検討を重ねてきたところですけども、いかんせん使う総量が民間プラントの中での規模と標茶町の学乳で使っていくという部分の中では非常に乖離があるという部分があります。それと、学乳の入札制度というものも一方ではあるということであります。したがって、さまざま今可能性を引き続き探りながらそれらの方法を今検討中ということでご理解をいただければと思います。

○委員長（田中敏文君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 今の牛乳については、理解をいたしました。

そのときに乳製品を含めて地産地消の意味を兼ねてまずは地元の食品を地元の人の口の中という話があったものですから、その学校給食がきっかけになるのかなと思って大変期待をしていたので、そのときにこれからまたまちづくり委員会だとか、町と商工会と農協が連携している地域連携会議を通じてその中でもまた話していきたいという話があったのですが、その辺はどこまで進んでいるのか、ちょっとお願いします。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

まちづくり委員会の中でさまざまな町内の諸課題等を出していただくというようなことも進めてきています。そして、最近でありますけども、町内の中でいかに経済を還流させるかというようなことをテーマに各委員さんからご意見をいただきながら詰めていこうという考えがあります。その中でも1つは、標茶の中で生まれたものを標茶の中で消費していく、そして特産品開発という部分では、以前は全国一律ヒットという形から切り口があったと思いますけども、現状ではやはり地元で理解されて地元で消費されたものが火がついていくというような形だと思いますので、今申し上げました町内の中で還流していく、それがまさしく地産地消の中で伝わっていくというような考えもございますので、そうい

う部分の中で検討を繰り返していきたいというふうに思っている次第でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（田中敏文君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 地元の産業ということで民間だとか1次産業の酪農だとか商工業がまたみんなで協力し合い、新たな産業がそこから生まれることを大変期待していたので、そのことも当然町長も公約の中に述べていたことなので、残り町長の任期の間にも何とかその話が進展していくのかなと思って期待しているのですが、その辺については。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

経過等につきましては、ただいま課長のほうから報告をしたとおりでございまして、私がやはり地元産のブランド化、地産地消ということのを何とか取り組みたいということをお願いしたときのもう一つ非常に大事な柱というのは、生産者みずからが消費者に何を届けるのかということが一番大事ですと、そのことを私どもとしては支援してまいりたいということをお願いしているわけで、生産者みずからの置かれている状況というのがご案内のように昨年からことしにかけて酪農全体をめぐる状況というのが大きく変わってきています。昨年の春先、秋ぐらいまでは生産をある程度減産させなければいけない状況の中から世界的ないろいろグローバリズムの進展、それから原油高騰、それから地球温暖化等々の影響によりまして需給関係が大きく変わってしまいました。現在は、ご案内のように、今年度からは一応供給が不足しているという状況がありまして、とにかく生産を拡大してくれというのが北海道に与えられた今のところ使命なわけで、ホクレンもたしか3.6%増という計画をつくっておりましたが、現実問題としてはそれが3.1%しかないという状況で、標茶町も増産に努めておりますけれども、何せ一たんいわゆる減産に向かった生産というのはなかなか回復しないというのが実態の中で、生産者の方たちも結局今はやはり当面の課題として生産量をふやすということのほうやはり選択をされているのかなと、そういった判断をしております、この事業関係がこの先どう変わるかというのは非常に難しい要因もありますので、基本的に今後も標茶町というのが酪農を基幹産業として第1次産業を推進していかなくちゃいけない、そのためには商品としてどういったものを提供していくかという話は非常に大事なことだと考えておりますので、今後とも粘り強く生産者を含めた商工業者等との連携を深めながら、何とか標茶ブランドの確立といえますか、に向けて取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） （発言席） 幾つか質問したいと思います。

初めに、広報「しべちゃ」にも載っていましたが、町長の再三の説明もございましたが、年金の例の特別徴収対象者からの二重徴収についてちょっと気になっていることを幾つかお伺いしたいというふうに思えます。議員協議会や定例会冒頭の町長の報告やおわびの言

葉等説明を聞いているのですが、私はいま一つ誤徴収の要因がなかなかのみ込めない。口座振替から年金特別徴収されるということについては、当時私は反対していたのですが、そのこととは別に、そのときすべての対象者にこのことを知らしめるといいますか、周知徹底するという、そして納得を得るように私はあのとき意見を言いました。それが足りなかったのか、それとも担当課の突き合わせや点検が若干おろそかにされていたのか、再度この点について説明いただきたいというふうに思います。

○委員長（田中敏文君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） このたびの国民健康保険税の年金からの誤徴収につきまして、経過につきましては11月7日の町議会議員協議会の中でご説明申し上げたとおりでございますが、原因につきましては、1つとしましてはコンピューターのシステム上の運用方法と私どもの実作業における運用手法の手違いによるものに要因があると思われまます。具体的には、歳入の調定科目が特別徴収分と普通徴収分が同じ場合に、口座振替データは国民健康保険税の歳入項目から作成することから、年金徴収者のデータが拾われる場合があったというものであります。改善につきましては、システム運用に係るサポート並びにコンピューター会社との連携につきましては既に構築につきましては既に改善しております。それから、広報の件につきましては、広報は行ってきたつもりでおりますし、今回の原因と全く広報については、コンピューターのシステム上の問題でございますので、直接の関係はございません。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 僕は、広報を読んでちょっとおかしいなと思ったのは、おわびが掲載されているのですが、責任者の名前が欠落しているのです。普通ああいう形で出すのかなと思うのですが、普通は町民全体に役場として出すおわびの文書ですから、きちんと責任者の記名をすべきだったなというふうに思うのですが、私は違う角度から見ると、地方自治体も間違った政策の被害者だなというふうにすごく強く感じました。後期高齢者医療制度も年金も定額給付金も、これはまだ決まっていませんが、経済対策が非常に迷走している、細切れに制度の中身が変わっておりてくる、そのたんに大変余計な事務量が、しかも複雑な事務量が増大しているというのが実態なのだと思うのです。その辺は、実際この1年間振り返ってみて役所の中でどんなふうであったのかというのをちょっと教えていただければというふうに思います。

○委員長（田中敏文君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 徴収の方法でございますので、その扱いについては職員はその部分について適正に取り扱うべきだと考えております。

それから、もう一つ、現在まだ確定段階ではございませんが、どうも来年の4月からは特別徴収のみだけではありませんで、口座振替による選択が可能になるような方向で、今、後期高齢者医療制度が先行しておりますが、国民健康保険税につきましてもその選択により特別徴収によらないことができるような方向で今国のほうで検討されているようであり

ます。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ある意味全く迷惑至極な施策だなというふうに思っております。今後もこのような行き当たりばったりの政策がおりてくる可能性が大であるのです。同じような間違いをする危険性もあります。ぜひ住民に丁寧に説明をして周知しながら、間違いを起こさないよう万全の体制をしいていただきたいなというふうに思います。決して私はこの今回の問題はひとり自治体だけの問題だというふうに押さえていません。そういう意味で、でもそういう中でもやっぱり結構住民の方は怒っているのです。その怒り方は、直接にこの間違いに対して怒っているのもあるのかもしれませんが、いろんなものがまざり合ってこれにぶつけてくるというような感じなのです。ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。

2つ目に、重度心身障害者の医療対策の資格の適用漏れです。これは、簡単に質問しますが、しかしこの過ちは私は誤りじゃなくて過ちだと思うのですが、大変重要であるというふうに思います。厳しい環境の中で現行法でも不十分な措置の中で懸命に暮らしている重度身障者に対する誤りですから、極めて重い問題であるというふうに思います。1点だけ確かめたいのですが、議員協議会の説明の中では5つの市町村にそれが見つかったと。標茶を除く4市町村については、これは道の間違いであったと。標茶だけがそれは道はちゃんとやっているのに標茶はやっていないかのような説明を議員協議会では受けました。私は、道に問い合わせ、道の配付資料を取り寄せて見ましたら、そのことは一言も書いていないのです。はっきりその原因としては、市町村からの照会に際し、道担当者の誤解や説明不足によりというふうになっているのです。新聞報道もこの間出ましたけども、おおむねそれと同じ報道になっています。これは、私は完全に、あれっ、議員協議会からこっち道が間違いをちゃんと認めたのかというふうに思うのですが、それはどうなのでしょう。しゃれではないです。

○委員長（田中敏文君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 前段の問題とあわせてちょっとご説明をしたいと思っておりますけども、議員協議会でも説明しておりますけども、実は間違ったというか、なぜ問題が発生したかという事情についてはそれぞれございます。しかしながら、対住民に対しては、あくまでもその当事者である町がそのものの当事者であるということで、心からおわびをしなければならぬという姿勢を貫き通すということが非常に大事なことだということで、マスコミ発表を含めて、広報の発表を含めてそういう態度で対応しておりますことを、ぜひこのところが重要でありますので、ご理解いただきたいと。

それから、税の段階でいえば、システム上の間違いという、運用の間違いという問題があります。これは、正規に言うと、私どもでもコンピューター会社に対してきつく指摘をしなければならない点がありますし、その指摘をしております。おわびもいただいておりますけども、それと住民の方というのは直接関係ありませんから、前段申し上げましたよ

うに、町がおわびをするという姿勢が大事だということでもあります。このことは、あつてはならないことでもありますから、そういった面で事務処理もしておりますし、この問題については後の問題の重度心身障害者の適用問題漏れも含めて全職場の問題だというふうに理解しておりますから、そういう意味の職員に対しての指導もしています。

それから、重度心身障害者医療の問題について言えば、これもまた全く同じなのでありますけれども、照会に対して特例的な適用の方法なものですから、それぞれの道内の市町村で疑義を生じた分について照会を上げて、その結果、その回答内容が実は間違っていたということが原因ではないかと思われています。標茶を除くというのは、たまたま当時標茶の担当とやりとりした部分については正しく指導したと、これは口頭受理票で相手方に残っているということなのでありますけれども、その詳細については私どもが入手できていませんから、わかりませんが、私どもの担当者からすれば、その際に指導を受けたのについてはいわゆる対象にならなかったという指導を受けてやっているということの話でありますから、それを当時、いや、おまえが悪い、うちは何でもないというやりとりを住民を前にしてやる必要は何もございませんから、あくまでも不幸にしてあつてはならないことが起きたということの事実についてきちっと釈明して謝るべきだという態度でありまして、原因はまさしく指導と申しますか、考え方が整理されていないというのと、今回道庁の記者発表で明らかになっておりますけれども、要綱の解釈の仕方が誤解を招くような解釈になっているかもしれないので、その分については改めたいということも記者会見で発表しているようでもありますから、そこも含めて問題が発生する要因はあつたのかなと思っております。いずれにしても、そういうやりとりの問題がありまして、実際には私どもからすると、想像すると、発表では四つ五つの発表ですけれども、正式には4つです。発表は4つになっていると思っておりますけれども、実際には市町の単位で考えてももうちょっとかなり広範囲な、例えば釧路保健所だけが間違っているとかが正しかったというよりも、どうもかなりの市町にまたがって起きていますから、そうするとそう単純な話でもなかったかなと。もうちょっと1町村とか担当者の問題ではなくて、全道的にそれが誤解を招くような、あるいは素直に理解ができないようないわゆる制度に部分的に特例的な扱いの部分があるのではないかというような気がしないではないのですが、そのことも含めて今後起きないように職場の担当のほうも含めて一応再確認をしながら、二度と起きないように対処を講じておりますので、ぜひそういったことでご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで了解ですが、ただこの間いただいた資料では、入手して見ているのですが、国の基準では個別判定では3級以下だが、総合判定が2級以上のための重度の資格がついていた者というふうに、国のほうの基準でははっきりしていた内容だったのでないかなというふうに思うのです。とりあえずそういう、私は、副町長はそう言いますけれども、本当に道はとんでもないなというふうに思って道の人とちょっとやりとりののですが、途中でやめたのですが、ぜひそのように頑張ってくださいなとい

うふうに思います。

次の質問に移ります。後期高齢者医療制度の問題ですが、11月11日に第3回の市町村の連絡調整会議がありました。私は、ネットでちょっとのぞいてみたのですが、かなりその会議の席上ではこれについての資格証明についての反対の意見がすごく出ているのです。それぞれの、決して私どもの代表だけでなく、専門家の目から見ても、いろんな目から見てもこの資格証明の発行はおかしいぞという意見が出ていました。国の例から見ても道のほうはちょっとそれよりぐっと進んで資格証明書の幅を広げるような、そういう感じがあるので、意見がたくさん出ていたというふうに聞いています。私は、ここは簡潔にいきたいと思うのですが、今道広域連合で滞納者はいるのか。標茶ではどうなのか。ことしの4月から始まって来年の4月になったら、滞納者がそこで固定したら資格証明の対象になるわけですね。それで、標茶ではそういうおそれのある人はいるのかどうかということと、それからあわせてもともと70歳以上の人たちは滞納しても資格証明は出さなかったのですよね、日本のお年寄りの場合は。それがこういう形になったわけで、もしそういう場合が生じても何とか頑張って資格証明書を発行しない、そういう取り組みをしていただきたいなというふうに思うのです。75歳以上無保険各地で続出のおそれということで、新聞もかなり警告を発しているわけですから、その辺の状況と、それから私の考えについてちょっと意見をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者の保険料の納入状況でございますが、特別徴収と普通徴収に分かれております。現在普通徴収の期日、それから特別徴収の年金の支給に合わせての調定に対する納入率は、現在75.88%程度になっております。実際は、普通徴収のほう非常に率が落ちているというのが現状でございます。ただ、現在納入期日までに納入されていない方がどういう理由でという部分についてはまだ十分調査をしなければ、これからしなければわからないという状況になっております。

それから、資格証明書のことでございますが、私ども11月の11日の市町村の連絡調整会議の資料でしかお話しすることができないと思いますけども、基本的に北海道の広域連合のほうではいわゆる均等割軽減世帯、それから所得割軽減世帯の適用を受ける者については当初から相当な収入がないということで、意図的に保険料を納付しない者など特に悪質な者を除き、資格証明書の交付措置の対象外としたいということできております。そういう面では、基本的に均等割軽減世帯、それから所得割軽減世帯の適用を受ける者については、資格証明書の交付ということにはなっていないのかなということで押さえています。現実に今後の資格証明書の交付までの予定でございますが、来年の5月中旬に市町村で滞納者と滞納理由等を把握して広域連合のほうに報告するという手はずになっておりますので、それまでには滞納者、それから滞納理由等を調査してまいりたいというふうには考えております。資格証明書を発行しないようにということでございますが、最終的な判断は、これ委員もご存じのとおり、市町村が判断する部分がございます。そういう面では、滞納

者の生活全体を見ながら町村として判断していかざるを得ないというふうには考えております。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その後連合では会議やっているのですよね、12月に。そして、その問題について議論して決めているのです。そのニュースが伝わってこない、この議会にも。それはおかしいのです。私この後期高齢者の問題が最初に出たときに幾つか質問しました。地域の高齢者の、つまり対象者の要望がちゃんと上がるのかと、上がりますという答えでした。それから、連合議会で話し合われたことが逐一こっちの議会にきちんとおりてくるのかと、それも努力しますということです。私やっとな手に入れたのは、11日の、ホームページでは11日までしか載っていないのです、会議録が。だけど、その後そんなに大事なことが決まっているのにおりてこない。私たちは、自分の町にそういう高齢者を抱えているわけですから、だからそういう意味ではやっぱりスピーディーにそういう情報を手に入れるということをぜひ努力していただきたいし、先ほどの課長の説明では、私のとらえたニュアンスでは資格証明書はもう本当に発行しないような見通しもあるということに聞こえたのですが、ぜひもうちょっと先の話ですから、頑張ってくださいなということはこの問題についてまとめとして、次の問題に移りたいと思います。何か一言あれば、後でまた伺いたいというふうに思いますが。

次に、無保険の子供、これが今物すごい問題になっています。これは多いのです。無保険の子供の問題でいえば、この間の新聞に、わずかちょっと前の新聞に中学生以下に短期の保険証、与党と民主が合意という記事が載っていました。短期の保険証ではだめなのです。私は、この問題について言えば、1つ質問したいのですが、無保険の子をつくらないというのがこの間の非常な世論の高まりであるというふうに思うのです。もともと保険証自体を取り上げていない、つまり資格証明書を発行していない自治体は、全国に9月ごろの調査でも551もあります。そんな中で北海道は、全道で950人の子供が資格証の発行で影響を受けている、これは道の調査の結果です。反面、全道で135自治体では、子供がいる世帯に配慮して資格証を発行しないという方針をとっています。私たちの標茶町では、非常に僕は努力されたのだと思うのですが、資格証を発行しているのは2件です。それも大体事情聞きましたし、議会でも少し明らかになっていますが、その方々には子供はいません。だから、今のところ資格証を発行されている無保険の子供は、標茶町はいないわけですが、この先ぜひ支払い能力が客観的に見てあるのに払わないということで、そういうむちゃくちゃな部分についてはやっぱりしかるべき措置をとることも必要かなというふうに思いますが、今後それが私自身はいかなる理由であっても18歳未満の子供にだけは資格証発行による影響がないように、無保険状態にならないようにすべきと考えているのですが、その点はいかがですか。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 国民健康保険の被保険者に対する資格証明書の交付でござい

ますが、町のほうでは国民健康保険の被保険者の資格証明書の交付要綱に基づいて資格証明書の発行はさせていただいております。この中で標茶の場合は、こういう問題が起きる前からその被保険者の中に乳幼児医療費の給付を受けられる方、それから重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費、いわゆる道の医療給付の対象になる方、それから精神障害者医療費の助成に関する条例等に該当する被保険者がいる場合には資格証明書を発行しないということではっきりうたっております、いわゆるそういう生活弱者と言われる方々に対しての資格証明書の発行というのは基本的に現在までされていないというふうに考えております。現在、新聞でもありましたけども、いわゆる15歳未満の被保険者に対する資格証明書の発行をさせないような法律ができたということでございますので、その法律の内容等について詳しいものが来ましたら、それはそれなりに国保のほうでも対応していきたいというふうには考えております。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、18歳以上というふうに言ったのですが、まあ、いいです。ぜひそのような取り組みをして標茶町の子供たちが無保険の状態にいつきもならないような、そういう取り組みをお願いしたいというふうに思います。

最後の質問です。きのう議会から帰りましたら、1通の手紙と1本の電話がありました。手紙は、標茶町緊急雇用対策事業説明資料とあわせて入ってきた手紙なのです。その説明資料の余白に書き込まれた手紙なのですが、12月8日の開発センターの説明会に参加したからだと思えますけれども、ご本人の住所は開発センターから約二十七、八キロ、30キロほど離れているところの方だと思います、住所を見ましたら。その説明会に出た感想なのですが、このような仕事よく思いつかれました。これだれに言っているのだから、町に言っているのだと思えます。参加者は80名から90名で、老若男女の割合は全く同じ、大変な時代を実感すると。それから、町でよくこの仕事を考えたものと。私が考えたことではないのですけども、うれしくなったわけです。この人は、あんたは町議なのだから、こういうことをよく知っていなきゃだめだよということでこのビラとか、それから説明会の資料を、その出た感想を書いてよこしたのです。電話のほうは、何かテレビで報道されたのですって。テレビを見た別海町の人なのですけども、すぐ電話、夜電話来まして、標茶のあれは一体国のお金なのでしょうか、道の予算ですか、どこからお金が出ているのですかという問い合わせなのです。それで、これ全部送ってやりました、ファクスで。それを見て町の緊急雇用対策事業だと言うと、非常にびっくりして感心もしていました。

そこで、幾つかちょっと質問したいのですが、今回の説明会に何人くらいの方が参加されたのか、それから見通しとして何名ぐらいの雇用を生み出すことができるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

お話のとおり、説明会については12月8日、そして12月9日と2晩連続で開催しており

ます。初日の8日につきましては56名、それから翌日は18名、合わせて74名の方が名簿に記載しております。あと何名かの方は、恐らく名簿に書かれていない方がいらっしゃるのじゃないかというふうに推察しております。それから、会場にいらした方で、きょう知人が来れないからということで何部か資料をお持ち帰りになった方もいらっしゃいます。

それから、今後の雇用の見通しなのですが、これ説明会の資料のほうでも書いているのですけれども、今のところ少なくとも14名、この場合は1人当たりの雇用期間というのは5日間になる、それから最大で97名、これは1人当たり8日間の雇用になるという、そういうことで説明をさせてもらっております。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 少なからぬ反響を呼んでいることは、事実です。町で歩いても聞かれます。あれ予算幾らなのだから。だれでも参加できるのかとか。私は、大きなお金を出して、しかもこれだけ反響の強い事業ですから、今後この事業がどうであったのかということの検証をしっかりすべきだと思うのです。積極的に、ただ雇用するだけでなく、参加者、実際働いた人の感想を聞くと、働いた人だけでなく、たまたまそれに参加できなかった人たちの話も聞くと、そういうのを聞いてぜひ検証材料にしてほしいと、まとめてほしいというふうに思うのですが、いかがですか。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） ことしの事業につきましては、あくまでも緊急雇用ということでことしに限定されているのですけれども、委員ご指摘のとおり、今後に向けてきちんとした検証をしていきたいというふうには考えております。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これで終わるのですが、僕だけかもしれないけど、意外と標茶の9月議会における施策が反響を呼んでいるのです。10日ほど前なのですが、釧路市のある商工団体、商工関係の団体から電話が来まして、標茶町の商工業者向けの貸し出し制度、貸付制度か、GOGOチャレンジショップ制度の問い合わせがあったのです。これ幾つかの、これたくさん項目あるのですが、一々言っていると時間ないので、言いませんけれども、これらの施策について、この人は商工関係の団体なのですが、全道的にも大変珍しいというか、先進的なすぐれた政策なので、ぜひ紹介してほしいということで、標茶のそういう制度について、私またこれは郵送して送ってやりました。私は、そういう意味では町の努力というのはやっぱり評価されているのかなというふうに思うのです。

いよいよ最後ですが、こういうふうに行政が住民の暮らしに溶け込んでこそ生きた税金の使い方ができると本当に思うのです。よかれと思っていた施策の検証、それはその意味でどうするかということもまた重要なのです。そこで、私は毎年毎年こういう緊急対策、緊急がついた対策をやるというのは、それもまたどうかなと思うのですが、しかし今の政治見ていると、もうしばらくは緊急対策は覚悟しなきゃならないのではないかなというふうに思っています。来年度の予算編成を控えて、住民の暮らしと心に溶け込むような町政の

執行が生まれるよう期待しますし、私も努力したいなというふうに思っています。最後に、感想といいますか、その点についてのお考えを聞いて、終わりたいというふうに思います。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私ども常々考えておりますのは、住民の生活をより安全に、より快適に、より暮らしやすく何ができるかということ常々考えて私どもは施策というものを組み立てているつもりであります。そのことと標茶がいわゆる世の中に対してこういった町であるということをやはりプライドを持って私どもが主張できる、そういったまちづくりが大事なのかなと思っております。行政としていろいろなアイデアを、私は特に若い人たちに柔軟な頭でいろいろ考えてくれという、出していますけども、これは町民皆様にぜひ、いろいろなアイデアは多分あるかと思えます。やはりみんながきちんと仕事できて、それで暮らしが少しでもよくなれば、それが一番いいのかなと思っております。行政だけではやれることは限られております。どうかこれからもそういった意味で議員諸兄におかれましてはすばらしいアイデアがあれば、ぜひ担当、どこでも結構ですので、お寄せいただけたらと思っております。ただ、そういったながらも財政規律というものはやはり維持していかなきゃいけませんので、そこら辺も十分配慮しながらこれからも取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） （発言席） 3点ほど簡潔にお伺いをいたしたいと思います。

まず、教育関係になろうかと思えますが、過日同時期に新聞報道されまして、標茶高等学校に関する非常に評価といいますか、そういう点が出ておりました。1つに、北海道教育委員会が、これは指定校ということでスーパーネイチャーハイスクールですか、この4校の中に標茶高校が指定されたと。もう一点は、同じ道教委ですから、標茶高校の推薦枠というのですか、そういった点も標茶高校ならずそういった専門学校についてかなり緩和されたというのですか、そういった点が出ておまして、注目してちょっと読んでいたのですが、幸いこの時期、幸いといいますか、標茶高校はご存じのとおり外構工事含めて今ロボット式の校舎というのですか、牛舎というのですか、そういったことを大々的に今やっている中で大変そういったことを連携した中でこういう評価も生きているのかなと。そういった点について、中身についてはいろいろ細かく出ておりますが、まずはそういった点についてどう受けとめられながら教育関係についてお話しされていたかなということをもまず1点伺いたいと思えます。

○委員長（田中敏文君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

私ども教育委員会で義務教育を主として一応やっております、高校の分は道教委という担当の分野でございますので、詳しいことは申し上げられない部分がございますが、基

本的な本町の教育の中でのお話ということでとらえていただきたいと思います。本町の標茶高校、現在総合学科ということで大変特殊、特徴豊かな推進を行っておりまして、北海道からもかなりの評価を受けているところでございます。委員おっしゃったとおりに、ある程度のいろんな分の指定を受けながら、あるいは各いろんな大会にも出場しながら優秀な成績をおさめている、そういったことが大変新聞報道でも皆様方に報道されているところであります。今後も私どもも一定程度の現在の標茶高校の助成といいますか、陰からの応援という部分では一緒になってそれぞれ進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それで、今の指定された件でありますとか、課長おっしゃった今後の来年度に向けてのいろんなことも今後課題というか、取り組むことになろうかと思うのですが、総合学科の評価というのは今さら私が言うわけでもありませんが、大変評価を得ているということで、この入学者の範囲が大変広まってくると、募集範囲ですが、これ全国ほとんどどこからでも推薦を含めて枠が広まると、そういう大変うれしいニュースが入ってきておりますし、そういった点につきましては例えば今の受け入れ態勢も含めていろいろ同窓会の関係の方々との今後のいわゆる標茶高校のフィールドの中でどうその募集されたものを位置づけていくのか、これはやっぱり大きな将来のお子さんたちに対する責任もあろうかと思えます。そういった点について具体的に、これからだと思えますが、次年度に向けて、もう既に次年度も始まろうとしておりますので、そういった点も含めてどう検討されているか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

側面的に地域を挙げて標茶高校の活動を支援するという教育振興会のかかわりの関係でお答えしたいと思います。今総合学科という部分ではオールジャパンの募集がかけられるということがありますし、その中でもやはり今年度入学した中では長野県からの入学者もいる、その前にも東京都からの入学者もいるということでございます。その中では平成20年度の予算で議員にも議会の中でも認知いただきまして、それらの支援強化をしていくということで行っています。その中では新たなPRの方法、それから募集活動、そして寮の支援活動ということも行っているところであります。それと、もう一つは、標茶と交流のあります杉並区の教育長さんのご理解も得ながら、杉並区内の中学校全校に資料配付をさせていただいたというようなことも行っているところであります。かなりこれだけ少子化が進んでいる部分では、標茶高校のそのよさをより広く理解してもらおうということは非常にその面でも重要な、学校存続のためにも必要な部分だと思いますので、標茶高校での委員ご指摘のさまざまなすばらしい活動、そして教育効果も含めまして広く広めながら、高校の教職員の皆さんも努力しておりますので、そういう部分では側面支援を引き続き行っていくことが必要だというふうに考えている次第でございます。

○委員長（田中敏文君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 総合学科に限らず農業部門につきましても先進地技術を取り入れて先ほど言ったようにそういった校舎の改築、外構含めて進んでいるところでございますし、議会筋にも標茶高校のOBがたくさんいらっしゃいます。そういった面でもぜひ町民挙げて今後の振興のためにも役立てて、期待しているところでございます。

それと、また教育関係になろうかと思いますが、これもせんだっての写真付きの新聞で見ましたら、郷土館の釧路集治監、これ標茶町の郷土館に属しているのですが、経済産業省のこれは産業遺産の認定を受けつつある、受けたということだと思いますが、これは一つに標茶に限らず北海道含めていろんなところで遺産の認定ということで動いておりましたけども、今回図らずも郷土館が歴史あるところで受けたということは大変、これ認定受けたからどうかという、それがどういうふうにかに取り入れて予算上にどうプラスになるかということは難しいかなと思うのですが、まず観光面も含めて、郷土館事業の中では教育も含めてこれは大きなニュースかなと思って見ておりました。そういった点について、現状では認定だろうと思いますが、認定されるだろうと思うのですが、そういった点についてどのように受けとめておりますか。また、たしか行政報告の中でも商工のほうでは同行されてノウハウのことをお聞きになったのでないかと、含めてお聞きいたしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

この北海道におきます産業遺産、この部分につきましては北海道、道のほうが中心になりまして、北海道に残されている開拓に寄与した産業の遺産を広く道民のみならず日本の全国の方々に知っていただくという趣旨で推進しているものでございまして、今回特に道東の開発にかかわっている部分をぜひ産業遺産に認定をしたいということで、釧路支庁のほうで事前に昨年からの調査を開始していたものでございます。本町におきましては、委員ご指摘のとおり、集治監の本館でありました現在の郷土館、それに塘路の駅通、それにあわせまして郷土館となっております今の本館に付随した、これは追加というふうな形になろうかと思いますが、標茶高校内の校舎内にあります旧書庫、これが残っておりますので、これも関連遺産ということで位置づけをしたいということでございました。また、1つ追加の分がございまして、旧安田、硫黄山の関係なのですが、その部分と、その3カ所、弟子屈町になりますが、その3カ所を結んだ中での産業遺産ルートということを設定したいということで、今道のほうから経済産業省のそちらの担当の委員会のほうに申請をしているということで、見通しとしては各委員さんからの評価は非常に高いと、このままでいきますと認定されるだろうというふうに認識しているところでございます。

○委員長（田中敏文君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 1つには、そういう認定ということになれば、地域の活性化、もしくは観光スポットを当てている、そして教育の場としても普及していくという面からは

大変傾向としては喜ぶべきことだと思います。教育関係のほうに、社会教育だとか学校教育だとか、そういったもの大いにこういった面にPRしながら広めていくことも、また連携しながらいくということも大切だと思うのですが、その辺についても社会教育の面、もしくは学校教育の面でもぜひ取り組んで、それをPRしていただきたいと思うのですが、その辺についての見解をまずお聞きしておきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 委員ご指摘のとおり、この産業遺産に認定されたことで例えば郷土館への来客がふえるとか、そういった部分というのはかなり期待できるのかなと思いますし、今後ますます学校の授業だとかそういった部分でもPRして郷土館の利用増につなげていきたいと、そんなふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思いません。

○委員長（田中敏文君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それでは、3つ目、最後にお聞きいたします。

先ほど内容審議でエルタックスのいわゆる地方電子化について若干お聞きいたしました。それに伴って今忘れかけている中で当然のごとく住民基本台帳コードというのですか、カード、住基カード、そういったものも当然これは伴って必要になってくるのではないかと、傾向として。でも、今まではなかなか住基カードというのは何に使うのですかということ、国民、このデータを見まして全体からしてみても本当に何%しか必要として使われていないと。しかし、これは例えば他町村に転居する場合でもどうだったかということ、今はそれを使えるようになったとか、実質的に移住している人には大した使い道がない。しかし、ここにきてそういう制度が改めて導入されるとなれば、この機械というのは当然それがついて回るということが必要性としてなってくる。今まではさっぱり興味もない、交付申請もない、だったと思うのです。この辺をどう導入に向けて周知していただく、いきなり電子申請、電子納付というのは、それは事務量の問題からしてそう急激にふえるとは思いませんが、その辺どうとらえているのかなと。例えば本町にとりまして住基カードのいわゆる交付されている現状は、今現在ほどの程度どういう形で交付されているのかということ、をまず聞いておきたいなと思います。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 住基カードの発行状況でございますが、平成19年度末まで29件発行しております。特に18年までは15件だったものが29件ということで、19年には非常に伸びております。これは、今委員ご指摘のいわゆる確定申告に伴うカードの必要性ということで非常に伸びたというふうに私どもは理解しております。現在11月末までの発行枚数ですが、累計では36件という状況になっております。

○委員長（田中敏文君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それで、今後これ重複いたしますけども、そういったエルタックスのいわゆる税の電子化、これは早速次年度から確定申告にすぐ向かってそれは使ってい

けるということで解釈でよろしいか、改めて聞くのと同時に、このカードの他町村に行く場合はそれはもう流用してできるのだということは、これはもう法的になったと解釈してよろしいか。それと、もう一点、そのカードの交付手数料がだんだん無料化の検討もされていると。これ具体的にどの程度入手されているか、情報として。その辺の見解はどうですか。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 住基カードの無料化につきましては、当然作成上のものがかかりますので、無料化ということについては多分保険、いわゆる医療保険等とのあわせた形でのカード発行ということが検討されているということは聞いておりますが、具体的に私のところに無料化含めてのものは来てございません。

それから、住基カードそのものは市町村長が発行しますので、ただ他の町に行ってもそのカードが使えるかということでは、住所地が変わるとこれはそれぞれの市町村の発行になりますので、ただ住基の発行等に関して利用できるということでは、現在一部の市町村を除いて住民基本台帳のネットワークができておりますので、そういうことでは便利になったものというふうには考えております。

○委員長（田中敏文君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 19年度の29件から現状36件と、いろいろ浸透してきて、周知されてきて、多様化の進み方も変わってきたのだなど。そういった面とこの税の仕組みとか、そういったものの申請もできるようになったと。これますますそういった面では使っていただくという機会もふえていていると思いますが、あわせて多目的利用という面からしますと、例えばそういった面でどういう方法でこれからどんどん普及させるための推進とか、それが一つの課題かなと思っているのですが、そういった面で、あればこの質問の最後にお聞きをしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 現在のところ私どもで多目的の利用ということでは、マスコミ等が入ってきておりますいわゆる住基カードと医療保険の関係が一番新しいものかというふうには考えています。ただ、いわゆる町内で住基カードを利用していろいろなものに使うということになりますと、カードですから、やっぱりそれを判別するいわゆる設備、利用方法によってはそれなりの設備等がかなり必要になってくるのだろうというふうに考えております。一部の市町村では、例えば図書館での本を借りる際に住基カードでの本の貸し出しがわかるようになるということをしているということも聞いておりますけども、そうすると図書館に住基カードそのものを判別できるだけの、それから貸し出しの部分も含めての機器の設置等が必要になってくるということで、多目的に利用するというのであれば、それはそれなりに利用するところでの設備が必要になってくるのだろうというふうに考えております。

現在は、まだカードが少ない、発行そのものも少ない状況ですから、そういう委員のご

提案されている多目的に使うということであれば、住民一人一人が持つような形ということになりますと、発行そのものの事務手数料、事務も含めていろんなことでの検討が必要になってくるのではないかというふうには考えております。

○委員長（田中敏文君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今まさに課長言われたように、セキュリティーの問題だとか、個人情報管理、そういった面もありますが、しかし今そういったものがどんどん、どんどん普及されていることについてはやっぱり行政としてもしかるべき検討をしていただきたいと期待して、質問を終わります。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） 時間はかからないと思うのですが、農業関係でまた課長とお話をしなきゃならんなと思っていたのですが、先ほど今回の債務負担行為の関係で款項のときにちょっと聞いておけばよかったのかなと思ったのですが、いわゆる今回の下期、下期ですか、上期ですか、今回上期ですね、上期の段階でいわゆる農業生産のこの強化資金の関係は、頭の金利はどのようなのでしょうか、変わっているのでしょうか。それと、末端は、これは今までどおりと変わっていないのかどうか。というのは、19年度のころはたしか0.25から0.30くらいですか、そういう形で走ってきたなと思っていたのですが、その後この数字ちょっとまた変わってきているようですから、それでも今の言った頭と末端のほうは変わっていないのかどうか、それだけお伺いしておきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

上期が4月1日から11月30日までの期間を上期といいますけれども、4月の段階では市町村の利子補給を行った後の実質金利水準ということでいうと、1.35%から1.70%というふうになってございます。それから、9月の段階ではそれが1.7%というふうになってございます。それで、19年度との比較ということでお話がありましたけれども、今回も上がっている債務負担行為に関係する基盤強化資金なのですけれども、現在条件によって無利子化という措置がとられてございます。従前の北海道、それから町が利子補給をした後に残った金利については、農林水産長期金融協会のほうから補助が出るということで実質的な末端金利についてはゼロ%ということになってございます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） たしか私聞いているのは、ここに出ている、今回出ているやつの中で0.27から、利子補給の関係こうやって出ているのですが、これを入れて当初これしたときの金利、頭の金利が2.45ぐらいだったですよ。それで、それから末端の金利や何かも変わっていないの。この頭と末端の金利が変わっていないかどうかを聞いていたの。それと、今回は何件になるのでしょうか。何件分なのでしょうか、件数。

変わっていないのなら、変わっていないと言えいいのだよ、別に。こういうふうに金

利変わっていますよというのなら、それを教えてもらいたいのさ。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

頭と末端の金利は、先ほど申し上げたとおり、期間ごとによって変わってございます。それから、ですから頭ということで申し上げますと、先ほど市町村の利子助成後の金利で申し上げましたけれども、一番最初の農林漁業金融公庫の貸付利率で申し上げますと、低いもので1.95%、高いもので2.3%というふうになってございます。これは、4月18日の改定による金利でございます。これが8月20日の改定でいいますと、2.915%から2.35%というふうになってございます。そういうことで頭の金利は変わってございます。

それから、貸し出しの実績なのですけれども、全部で6件というふうになってございます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そしたら、今頭の金利は1.95から2.30の間というあれですか、今頭の金利。今のこの利子補給を受けて、受ける前のやつ、前のこの分の金利は何ぼなのですか、利子補給を受ける前の。受けて幾らなのでしょうか。前は、たしか2.45の2.17ぐらいできたはずなのです。それ変わっているのではないのかなと思って、私今聞いているのです。そこを聞きたいなと思っていました。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

実は、6件なのですが、1件1件その貸し出しの時期が違っておまして、一概に何%から何%というふうに今ご説明できない。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） わかりました。また後で、このやつまたお話別なところで聞きたいと思います。

それで、これもちょっと課長のほうにお聞きをしておいたほうが良いと思うのですが、今の農業の振興上いわゆるご相談受けているのかどうか別にして、今黒毛和牛のいわゆる安愚楽牧場ですか、の関係で標茶に入ってきていて、今私が把握している範囲では13件ぐらいあるみたいなのですが、この件について町は農業振興上ご相談を受けたりなんかしているとすれば、またそうでない角度からこの安愚楽牧場の流れをどのように押さえていらっしゃるのか、お聞きしておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 安愚楽牧場の関係でどのように押さえておられるかというご質問なのですけれども、委員、13件ということでおっしゃいました。実は、まだ私のほうでは正確な件数は把握しておりません。頭数については、1,000頭を超えるのじゃないかということで農協さんのほうからは情報いただいております。基本的な考え方と申しますか、標茶で預託を引き受けている農家さんの多くが搾乳を中止した農家さんという実態にある

ようです。そういう意味では離農した後の、搾乳を中止した後の生活の糧を得るといふ部分では、一つの選択肢だったのかもしれないというふうに思っているのですが、いかにせん預託農家と果たしてどういう契約でそれが預託されているのか、そういうことが外に出ない、出づらいつシステムになっているようでございまして、本当にその農家さんのためになっているのかどうかというところまではまだ検証し切れずありません。そういうことでご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 私は、こういう事業をやっている安愚楽牧場、それなりにちょっと気になったものですから、それなりの人に聞いてみたりしたのですが、出はというか、もと栃木のほうの、向こうが本部だというふうに聞いて、できれば近いうちにこの実態をやはり町のほうも知っておく必要があるのではないのかなと。何らかの形で知っておかないと、さらにこの規模的なものもありますけども、さらなるという話もないわけではないですから、そして離農した人たちのお手伝いに本当にプラスになっているのであればありがたいことだし、そういう面も含めて繁殖牛をこうやって扱っている扱い料がどのくらいいただいて、どんなような条件になっているかというのは、もしまだ調査されていないのであれば、できるだけやっらっしゃる農家の方々と触れ合えればお話をしてくださるのかなと思ひますが、その辺できるだけ早い機会にこの実態を掌握しておくことがあると思ひますが、いかがでしょうか、町長。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

安愚楽共済というのは、非常に歴史のある、共済という形でやっらしている組織でありまして、全国的に預託牧場もありますし、直営の肥育牧場等々もあります。現在北海道では、多分登録頭数としてはこの安愚楽共済の所有している牛が一番多いということで、町内でもそういった実態があるということで私どもも農協さんと連携をしながら何とか実態をということで取り組んできていますけども、先ほど課長のほうから申し上げましたように、安愚楽共済と農家との個別の契約ということで契約の細部については私どもなかなか知ることが困難なわけで、私以前、十何年前にこの北海道に安愚楽共済が最初に出てきたときにいろいろな形でかかわらせていただきまして、そのときのいわゆる個別農家との契約条件というのが非常に厳しいものがあつてなかなかその契約の成績を上げれないという農家の方がいらっしやつたのは事実であります。ところが、これだけ日本全国でも安愚楽牧場の持っている資源というのが非常に和牛の中でも大きいシェアを占めておりまして、いろんなどこから情報を仕入れておりますけども、今のところ非常に預託されている農家との関係も良好であるということで伺つております。ただ、やっぱり北海道での黒毛和牛ということになりますと、飼養管理が非常に難しいわけで、安愚楽牧場さんと契約された成績がなかなか出せないという農家の方がいらっしやる。ただ、だからといって、やっぱり契約が例えばペナルティーを科せられているところもありますけれども、現実問題とし

ては先ほど課長のほうから申しあげましたように、標茶町内の場合は遊休施設を使って預託料をいただいているというのが実態でありまして、これから先どういった展開をするのかによりますけども、現状はかなり堅調に推移しているのかなという具合に私どもは考えております。ただ、いずれにしても農家さんの実態というのは非常に大きいわけなので、私どももこれから道を含めて関係機関から情報をいただく努力もしてまいりたいと思ますし、農協さんとも対応等については検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、町長が掌握している範疇なのだろうと思ます。ただ、心配しているというわけではないのですが、今後の展開が、いろいろと今農家の人が、離農した人だとか、民間の人だとか、そういう人でやっているのですが、大々的な規模になったときの受け入れが農協にしても町にしても今後のそういうことがどういう展開になるのかなと、そんなこともあるものですから、ほってはおけないなど、関心を持ちながら前に進む以外ないなどということでお尋ねをしたと、こういうことであります。今後十二分にその辺情報を収集しながら、これひとつ推移を見ていっていただきたいなど、このように思ます。

それから、これもまた農林課の担当になるかと思ますが、9月でも聞いたのかな、ピルカの関係なのですが、その後どのような展開になってきているのか、いわゆるちまたとか、私の耳に入ってきたところによりますと、具体的に決まったかのように、この後の閉館をした後の選定が決まったかのように聞こえてきているわけですが、その辺もひくくめてお話を、きょうまでの間のお話をお聞かせ願いたいなど、このように思ます。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

9月にもお話ししたとおり、希望業者を募りまして、公募して選考途中であったということで9月にはお話をしております。その後不足する、企画書の中で提案がまだ足りないということで時間を設定しまして、それを募り、そして11月の下旬に選定をしております。2社あったのですけれども、それぞれ選定と非選定の通知を差し出してあります。選定の意味なのですが、実は公募のスタイルから始まったものですから、選考に当たってもいわゆるプロポーザル方式を準用してやろうということで進んでおりまして、今決まったという相手はあくまでも随意契約の相手方となる候補者を選定したと。これから決まった相手と詳細について協議していきながら最終的な契約に入っていく、今現在はその契約に入る前段の作業をまた改めて選定相手と行っている最中でありまして。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしましたら、まだ具体的にこれ以上聞くわけにもいかないでしょうから、それはそれとして、随契でこれから今後お話をしていく段階の話として、私自身もちょっと心配しているのは、通年でやれるのか、それとも夏なのか、冬なのか、冬

は休むけども、夏だけをやるとか、そういうことになる、ちょっとこれ困るなという感じもしているものですから、これから随契でやっていくという形の中で、その辺の相手との話し合いが町のほうとしてはあくまでも今までどおりの通年の考え方でいうことだけなのか、そういう考え方で話し合いをしていくのか、その辺を確認しておきたいなど、このように思います。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

営業が通年であるかどうかということなのですが、実はこの点に関しましては募集をいただいてヒアリングをした際に、両方にご説明申し上げているのですが、できれば通年でやっていただきたいと。ただ、過去の営業を考えると、果たして通年にこだわり続けるのが正しいことなのかどうかという、そういう考えもあるので、できるだけ通年でやってほしいのですけれどもという、そういうお話をした上で提案をいただいております。今決定しております業者のほうからは、基本的に通年でやりたいという申し出を今のところはいただいております。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それは、農林課が窓口として、やはりできるだけ今までどおり通年ということでない、この事業の当初からの考え方が今度ずれてくるような気がするのです。当初からのね。この商売を夏の繁栄するときだけというわけにも、このピルカの地元食材の関係が冬は例えば休んでもいいよと、何かの事情がある場合はこれは別にしても、そうでないときにはやはり私は違うのでないのかなというふうに思っているものですから、できるだけ、できるだけというよりもやっぱり通年という考え方が基本になって進めていただきたいと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（田中敏文君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

今、農林課長のほうから説明したとおりでありますけれども、基本的には通年でやっていただくのがいいなという、というのは実はピルカの性格というのは、塘路の地域の振興のためになるということをお大前提に考えたときに、期間運営ではなかなか目的達成できない。ただ、農水省の補助事業等からいうと、通年で100%やらなきゃならないという、そういうような限定的なものは特にはございませんけれども、何とか地元の食材、あるいは都市と農村の交流をしながら、塘路地区の振興に役立てばということで条件を、前回の業者にもそういう条件を付していましたが、今回も一応は農林課長から申しましたように通年でやっていただきたいと。ただ、前回のように通年でやることについて余り厳しくしますと、また不幸な事態も発生しますから、一応通年ということをお前提にしながら、そのときの状況によってはご相談をしなければならないなということで、基本は通年ということで申し上げますけれども、事情によっては変化することもあり得るのではないかなと。ただ、通年でやらないことを当初から前提で話をしますと、これは選定する段階での議論とまた食

違ってきますから、スタート時点ではあくまでも通年で頑張っていたきたいということで双方のお互いの認識だということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういう認識で私もいたわけですけども、もし通年でなくてもいいのだよというような考え方が出てきたときは出てきたときで、また考え方が、別な考え方がいろいろ出ますから、これはまた別として、今言われたように、その通年という流れの中でひとつ頑張っていたきたいなど、このように思います。

最後になりますけども、これも私9月で町長に最近の農業、農業者は大変、物価も上がって大変だと、肥料も上がっていると、そんなことで何かそういうことの中で町に農協さんとの協議の中で肥料でも何でも何か政策的に出されたらどうかというお話を申し上げたら、町長、農協とよく相談して総合的に政策をやると、こう言っておったのですが、その後何か施策的に農協との話し合いが生まれた経緯があるのかどうか、その辺を含めて聞かせていただきたいなど、このように思います。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

実は、こういったことを議論する場として農業振興会議というものを設置しております。それが今月議会終了してから、来週幹事会開催、本会議については1月開催ということで若干開催時期がずれ込んでおります。ですから、公式なテーブルでの話というのはまだ十分詰まっております。担当者レベルの話では、何点か本町の農業振興について今何が必要かということでざっくりばらんな話をしております。ただ、まだ十分詰め切っていないということでありまして、例えば肥料を減らすために土壌診断のことを真剣に取り組んではどうなのだろうかと、そのために町と農協と一緒にやれることはないのかとか、あるいは負債が多くなった農家さんに対して何か打てる手はないのかとか、そういったことは今現場段階で盛んに話し合っている最中ですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

具体的な動きとしては、今課長のほうから報告をいたしましたとおりでございますけども、この間何度となく私も組合長、専務といろんな意見交換をしておりまして、やはり今のところの話としては、この問題というのは1つに本町だけの問題でないということで、全体としての動き、いわゆる国、道に対してどういった動きをしていくのかということが近々の課題だということで、そういった意味で共同歩調をとろうと、共同な活動をしていこうということでは認識を一つにしております。

それと、ただいま課長のほうから申しあげましたように、将来的な提案としてこういった事態を受けて標茶町の酪農というのが何を目指していくのか、そのことにつきましては私も実は酪農学園とか、北大とか、畜産大学とか、いろんなところに出向きまして、いろんな先生からお話を伺っておりまして、やはり今は大学のほうもエクステンションセンタ

一といひまして、現場に出ていって現場の声を実際にどうやって学問の中に取り入れていくのかということが非常に重要視されております。酪農学園は、非常にそういった意味で先駆的に取り組んでおりますけども、道内の北海道大学、それから帯広の畜産大学等々もそういった意味で今後の課題として取り組みたいという意向をいただいております。実は先日も以前標茶高校の校長先生をされておりました長谷川先生ともちょっとお話をした経過がありまして、先生も担い手の育成ということで伊達のほうで取り組んでおられます。そういった意味で標茶町に何らかのそういった要請等があれば、喜んで協力をしたい等々のお話を伺っております。そういったいろいろな情報等も集めながら、農協さんとも一緒になって将来的にどういった方向にいくのかということもということで考えておりますので、今後のいろんな状況の変化等々もあろうかと思っておりますけども、やはりいわゆる目の前の対策と、それから短期的な対策と中長期的な対策というものが非常に大事だと思っております。私はむしろ中長期的な戦略をどうやって構築していくのかということがやっぱり大事だと思っておりますので、そういった意味で必要とされる施策等が具体化という点があれば、また検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 討論ないものと認めます。

これより議題7案を一括して採決いたします。

議題7案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号は原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（田中敏文君） 以上で議案第72号・第73号・第74号・第75号・第76号・第77号・第78号審査特別委員会に付託されました議案7件の審査は終了いたしました。

これをもって議案第72号・第73号・第74号・第75号・第76号・第77号・第78号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 4時03分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

年長委員 黒沼俊幸

委員長 田中敏文